

平成 31 年公認会計士試験 第 I 回短答式試験 企業法【講評】

短答式試験お疲れ様でした。今回の企業法の出題形式としては、全 20 問(各問 4 肢 6 択)の正しい肢の組み合わせ問題、配点は各問 5 点であり、前回と変更はありませんでした。

出題内容については、最高裁判所の判例について 4 肢が出題されており、前回の 11 肢と比べて大幅に減少しております。

具体的な出題範囲としては、商法から 2 問、株式会社の設立から 2 問、株式から 1 問、機関から 7 問、資金調達から 2 問、株式会社の計算等から 1 問、持分会社から 1 問、組織再編行為等から 1 問、清算から 1 問、金融商品取引法から 2 問出題されております。機関からの出題が 5 問から 7 問と増加しており、株式からの出題が 3 問から 1 問と減少しております。

資金調達の範囲から 16 回連続で出題されていた「社債」について、前回は出題されなかったのが特徴的でしたが、今回出題が復活しております。

全体的な難易度について、今回の企業法の問題は最後の 2 択で正確な知識の暗記が要求される問題が多かったという印象です。今回は、必ず正答したい問題である A 問題が 15 問、正答を得ることが可能な問題である B 問題が 5 問でした。A 問題を 15 問中 12～13 問程度、B 問題を 5 問中 1～2 問程度正答したいため、70 点程度が目標点と考えております。

## 平成 31 年公認会計士試験

## 第 I 回短答式試験

## 企業法・解答解説

## 問題 1

正解 2 (難易度: B)

- ア. ○ 商法 4 条 2 項。店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす。鉱業は、通常大規模な資本・設備を必要とするものであるため、特に店舗を備えていなくても、鉱業営業者は商人とみなすのが妥当だからである。
- イ. × 商法 18 条 2 項。譲受人が債務引受けの広告により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、**譲渡人の責任は**、当該広告があった日後 2 年以内に請求または請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。
- ウ. ○ 商法 26 条。物品の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為）を目的とする店舗の使用人は、その店舗についての販売等をする権限が当然にあるものと顧客が考えるのが普通である。そこで、物品の販売等を目的とする店舗の使用人は、代理権が与えられていなくても、その店舗にある物品の販売等をする権限があるものとみなし、取引の安全を図っているのである。
- エ. × 商法 31 条。代理商は、取引の代理または媒介をしたことによって生じた債権の弁済期が到来しているときは、別段の意思表示がない限り、その弁済を受けるまでは、商人のために当該代理商が占有する**物または有価証券**を留置することができる。

## 問題 2

正解 3 (難易度: A)

- ア. ○ 商法 501 条 2 号。他人から取得する動産または有価証券の供給契約及びその履行のためにする有償取得を目的とする行為、すなわち、投機売却とその実行行為は、行為の客観的性質から強度の営利性があるものとして、営業として行われるか否かを問わず、1 回限り行われた場合でも商行為とされる（絶対的商行為）。
- イ. × 商法 511 条 1 項。数人の者がその 1 人または全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は、各自が**連帯して負担する**。商取引における債務の履行を確実にして債権者の保護の強化を図るためである。
- ウ. × 商法 541 条各号参照。匿名組合契約は、当事者の意思にかかわらず、① 匿名組合の目的である事業の成功またはその成功の不能、② **営業者の死亡**または営業者が後見開始の審判を受けたこと、③ 営業者または匿名組合員が破産手続開始の決定を受けたことによって終了する（商法 541 条）。なお、匿名組合契約の終了事由として、**匿名組合員の死亡は定められていない**（同条各号参照）。
- エ. ○ 商法 627 条 2 項、商法 604 条、商法 575 条。倉庫証券の発行形態について預証券

と質入証券をセットで発行する形態（複券主義）と、倉荷証券のみを発行する形態（単券主義）の 2 つが認められている。ここで、単券主義の場合、寄託者が寄託物の返還を請求するためには、倉荷証券と引換えにしなければならない。

**問題 3** 正解 6 （難易度：A）

- ア. × 66 条。創立総会は、募集設立にだけ適用される規定（57 条～103 条）および**株式会社の設立の廃止**、創立総会の終結その他株式会社の設立に関する事項に限り、決議することができる。
- イ. × 73 条 1 項。創立総会の決議は、当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であって、**出席した当該設立時株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う**。これは、会社の設立に関して重要な事項を決定する創立総会の地位に鑑みて、その決議の慎重を期する趣旨から、このような厳格な要件となっている。
- ウ. ○ 831 条 1 項柱書かつこ書。創立総会の決議の瑕疵に関する規定は、株主総会に関する規定との対応が図られている。すなわち、株主等、設立時株主、設立時取締役または設立時監査役は、創立総会の決議取消しの訴えを、当該創立総会の決議の日から 3 か月以内に限り、提起することができる。
- エ. ○ 102 条 6 項。多数の利害関係者が存在する会社設立の基礎の安定を図る趣旨である。

**問題 4** 正解 4 （難易度：A）

- ア. × 37 条 2 項。発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その**全員の同意**によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる。
- イ. ○ 95 条、96 条。募集設立の場合、発起設立において定款の変更が認められる場合に加え、創立総会の決議によって定款を変更することができる。また、設立時募集株式の払込期日または払込期間の初日のうち最も早い日以後は、発起人全員の同意による定款の変更（33 条 9 項、37 条 1 項 2 項）が禁止されている。
- ウ. ○ 29 条。定款には、絶対的記載事項のほかに、相対的記載事項および任意的記載事項を記載することができる。ここで、任意的記載事項とは、定款の記載または記録の有無は、その事項や定款自体の効力に影響を与えない事項である。株式会社の存続期間は、任意的記載事項である。
- エ. × 27 条参照。株式会社の公告方法は絶対的記載事項ではなく、**任意的記載事項**である（27 条参照、29 条後段）。株式会社は、公告方法として、① 官報に掲載する方法、② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法、③ 電子公告のいずれかを定款で定めることができる（939 条 1 項）。なお、定款に公告方法の定めがない会社の公告方法は、官報に掲載する方法とする（同条 4 項）。

## 問題 5 正解 3 (難易度: B)

- ア. ○ 120 条 2 項前段。株主の権利の行使に関して利益供与がなされたという事実の立証は困難である。そこで、当該立証の困難を取り除くために、利益供与の推定規定を設けているのである。
- イ. × 847 条 1 項 3 項。株式会社が利益供与を受けた者に対して利益の返還を請求することは通常期待できないため、利益供与を受けた者への利益返還請求は、**責任追及等の訴えの対象**とされている。
- ウ. × 120 条 4 項。株式会社が利益供与の禁止規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益供与をすることに關与した取締役（指名委員会等設置会社では執行役を含む）として法務省令で定める者は、**当該株式会社に対して**、連帯して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。ただし、その者（利益を供与した取締役および執行役を除く）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、当該支払責任を負わない（120 条 4 項）。すなわち、当該責任は立証責任が転換されている過失責任である。
- エ. ○ 120 条 5 項。

## 問題 6 正解 5 (難易度: A)

- ア. × 235 条 1 項, 234 条 1 項 3 号。株式の分割及び株式無償割当ては、ともに当該行為によって**1 株に満たない端数が生じることがある**。
- イ. ○ 自己株式の価値を維持することができなくなってしまうため、株式の分割の効果は自己株式にまで及ぶ。
- ウ. × 186 条 2 項。株式会社が自己株式を原始取得するのは妥当ではないため、**株式無償割当ての場合、自己株式に株式が割り当てられることはない**。
- エ. ○ 株式の分割または株式無償割当てによって、発行済株式総数は増加するが、会社財産に変動がないため、資本金の額に変動はない。

## 問題 7 正解 1 (難易度: A)

- ア. ○ 209 条 1 項 2 号。
- イ. ○ 208 条 5 項。
- ウ. × 211 条 2 項。募集株式の引受人は、株主となった日から**1 年**を経過した後または当該株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として募集株式の引受けの無効を主張し、または詐欺もしくは強迫を理由として募集株式の引受けの取消しをすることができない。
- エ. × 202 条 3 項 4 号, 309 条 2 項 5 号。非公開会社では、株主間の緊密な信頼関係を維持する必要があり、既存株主は通常、持株比率の維持に関心を有しているところ、募集株式の引受けの申込みおよび払込みをしなければ持株比率の低下による会社支配的不利益を受けるおそれがあるため、株主割当てとはいえども、**株主総会の特別決議**を要求しているのである。

## 問題 8 正解 1 (難易度 : A)

- ア. ○ 327 条 5 項。監査等委員会は、内部統制システムを利用して会社の業務執行に対する監督等を行うものであるところ、会計監査人を置かないと、企業の財務報告の信頼性を確保する仕組みの構築が難しく、監督等を十分に行うことができないと考えられるからである。
- イ. ○ 331 条 3 項。監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社もしくはその子会社の業務執行取締役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）もしくは執行役を兼ねることができない。監査等委員である取締役の兼任禁止規定の趣旨は、自己監査の防止と独立性の確保である。監査する者と監査される者が同一の者であるという状況では監査の実が上がらないためである。
- ウ. × 329 条 2 項。監査等委員会設置会社においては、取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。このように、**監査等委員は、株主総会の決議により取締役の地位と一体となって選任される**のである。この点、指名委員会等設置会社の監査委員が取締役会で選定されることと異なるため（400 条 2 項）、監査等委員会設置会社における監査等委員の身分は、監査役に近いものと考えられる。
- エ. × 監査等委員会設置会社は、指名委員会等設置会社と異なり、**執行役が置かれず**、指名委員会等設置会社以外の取締役会設置会社と同様、①取締役の中から選定される代表取締役、および、②代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたものが業務を執行する（363 条 1 項）。

## 問題 9 正解 4 (難易度 : B)

- ア. × 最判平 29 年 2 月 21 日。公開会社でない取締役会設置会社において、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは**有効**である。取締役会設置会社の株主総会は、会社法が規定する事項および定款が定める事項、すなわち、基本的な重要事項に限り決議することができる（295 条 2 項）。ここで、会社法において定款で定める事項の内容を制限する明文の規定はない。会社法は取締役会をもって代表取締役の職務執行を監督する機関と位置付けていると解されるが、取締役会設置会社である非公開会社において、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができることとしても、代表取締役の選定および解職に関する取締役会の権限（362 条 2 項 3 号）が否定されるものではなく、取締役会の監督権限の実効性を失わせるとはいえない。
- イ. ○ 最判平 9 年 9 月 9 日。
- ウ. ○ 最判昭 45 年 4 月 2 日。
- エ. × 東京地判平 14 年 2 月 21 日。決議の方法については、定款に別段の定めがない限り、議案の賛否について判定できる方法であれば、**いかなる方法によるかは総会の**

円滑な運営の職責を有する議長の合理的裁量に委ねられているとしている。

問題10

正解 1 (難易度: A)

- ア. ○ 295 条 1 項。取締役会非設置会社の株主総会は、会社法に規定する事項および株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議することができる。すなわち、取締役会非設置会社においては、株主総会を万能の意思決定機関としているのである。
- イ. ○ 299 条 2 項 3 項。① 書面投票・電子投票による議決権行使を認めることを定めた場合、および、② 株式会社が取締役会設置会社である場合は、株主に対する招集の通知は、書面または電磁的方法でなければならないが、①・②に該当しない場合には、口頭や電話等の通知方法でもよい。
- ウ. × 303 条 1 項。取締役会非設置会社における議題提案権は、**単独株主権**である。また、8 週間前に請求しなければならないという要件もない。
- エ. × 309 条 5 項本文の反対解釈。取締役会非設置会社においては、株主総会は、**招集事項として定めた株主総会の目的である事項（議題）以外の事項についても、決議することができる**。これは、取締役会非設置会社の株主総会を万能の意思決定機関とするためである。これに対して、取締役会設置会社においては、株主総会は、招集事項として定めた株主総会の目的である事項（議題）以外の事項については、決議することができない（309 条 5 項本文）。株式会社は所有と経営が制度的に分離されているため、株主に対し、事前に議題についての十分な検討の機会を与える必要があるからである。ただし、例外として、株主総会に提出された資料を調査する者の選任（316 条 1 項）、株式会社の業務および財産の状況を調査する者の選任（同条 2 項）または定時株主総会において会計監査人の出席を求めること（398 条 2 項）は、事前に議題とされていなくても決議することができる（309 条 5 項ただし書）。これらの事項は、株式会社から事前に議題として設定される可能性が考えられず、他方で株主総会の議事の中で緊急に必要となることが想定される事項だからである。

問題11

正解 4 (難易度: A)

- ア. × 333 条 1 項。会計参与は、**公認会計士もしくは監査法人または税理士もしくは税理士法人**でなければならない。会計参与制度の趣旨は、会計に関する専門的知識を有する者が、取締役または執行役と共同して計算書類等を作成することにより計算書類等の適正性を確保することにあるため、会計参与となることができるのは、会計に関する専門資格を有する者に限定されている。
- イ. ○ 333 条 3 項 1 号。株式会社またはその子会社の取締役、監査役、執行役または支配人その他の使用人は、会計参与となることができない。株式会社の監査役との兼任が認められないのは、自己監査となるため適当でなく、株式会社の取締役または執行役との兼任が認められないのは、取締役または執行役と共同して計算書類を作成するという会計参与の職務からして当然である。なお、子会社の監査役が会計参

与となることができないとされている趣旨は、必ずしも明らかではない。

- ウ. ○ 334 条 1 項, 332 条 1 項本文。会計参与の任期については、取締役の任期の規定が準用される。
- エ. × 379 条 1 項。会計参与の報酬等については、**定款または株主総会（普通決議）**によって定める。この趣旨は、会計参与の独立性を確保することにある。

**問題12**

正解 2 (難易度: A)

- ア. ○ 自己のために株式会社と取引をした取締役の会社に対する損害賠償責任は、総株主の同意があれば免除することができるが、責任の一部免除の規定(425 条, 426 条, 427 条)は適用されない。
- イ. × 425 条 1 項柱書かつこ書。株式会社に最終完全親会社等がある場合において、当該責任が特定責任であるときは、**当該特定責任の一部免除について、当該株式会社の株主総会の決議に加えて、当該最終完全親会社等の株主総会の特別決議を要する**(425 条 1 項柱書かつこ書, 309 条 2 項 8 号)。この場合において株式会社の株主総会のみで責任の一部免除ができてしまうと、多重代表訴訟制度(847 条の 3)を認めた意義が減殺されてしまうからである。
- ウ. ○ 423 条 1 項, 425 条。「役員等」には執行役も含まれる。株主総会の特別決議による一部免除の対象となる役員等に制限はないため、本肢は正しい。
- エ. × 423 条 1 項, 425 条。「役員等」には会計監査人も含まれる。株主総会の特別決議による一部免除の対象となる役員等に制限はないため、**会計監査人の任務懈怠責任は、株主総会の特別決議による一部免除の対象となる。**

**問題13**

正解 6 (難易度: A)

- ア. × 417 条 4 項。執行役は、3 か月に 1 回以上、自己の職務執行の状況を取締役に報告しなければならない。この場合において、執行役は、**他の執行役を代理人として当該報告をすることが認められている**。これは、報告の効率性を考慮したものである。
- イ. × 417 条 3 項。**指名委員会等がその委員の中から選定する者は**、遅滞なく、当該指名委員会等の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。各委員会の活動に関して取締役会が情報を得ることにより、経営の基本方針(416 条 1 項 1 号イ)を確認しつつ、委員である取締役の職務執行の監督を実行するためである。
- ウ. ○ 419 条 1 項。当該報告義務の趣旨は、会社の損害を未然に防止することにある。
- エ. ○ 414 条。

**問題14**

正解 3 (難易度: A)

- ア. ○ 462 条 3 項。違法配当に関する職務を行った業務執行者が、交付された配当財産の帳簿価額に相当する金銭を株式会社に支払う義務は、剰余金の配当の時における

分配可能額を限度として、総株主の同意により免除することができる。

- イ. × 462 条 2 項。分配可能額を超えて剰余金の配当がなされた場合には、職務を行った業務執行者、株主総会または取締役会に議案を提出した取締役は、株式会社に対し、株主が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う（462 条 1 項）。当該責任は、**立証責任が転換されている過失責任**である。すなわち、**その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該義務を負わない**（同条 2 項）。株式会社は、金銭等の交付を受けた株主に対して支払請求をすることができるが、多数の株主にわずかの配当金について個々に支払請求することは困難であり、また、採算に合わないため、業務執行者等に支払義務を課しているのである。
- ウ. × **このような規定は存在しない。**
- エ. ○ 463 条 2 項。会社債権者による支払請求が認められている理由は、会社債権者が会社財産の維持に重大な利害を有するためである。

**問題15**

正解 5 （難易度：A）

- ア. × 594 条 1 項 2 号。持分会社の業務を執行する社員は、**当該社員以外の社員の全員の承認**を受けなければ、当該持分会社の事業と同種の事業を目的とする会社の取締役となることができない。
- イ. ○ 595 条 1 項 1 号。競業の制限の承認要件は、当該社員以外の社員の全員の承認（594 条 1 項柱書本文）とされているのに対し、利益相反取引の制限の承認要件は、当該社員以外の社員の過半数の承認（595 条 1 項柱書本文）とされている。両者の承認要件が相違する理由は、利益相反取引の場合は、必ずしも会社の不利益になるとは限らず、利益となる場合も考えられるためである（例えば、業務執行社員が会社に財産を安く売却する場合）。
- ウ. × 591 条 2 項。持分会社の支配人の選任および解任は、**総社員の過半数**をもって決定する。
- エ. ○ 593 条 3 項。持分会社の業務を執行する社員は、持分会社または他の社員の請求があるときは、いつでもその職務の執行の状況を報告し、その職務が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

**問題16**

正解 6 （難易度：A）

- ア. × 683 条。会社は、社債原簿管理人に社債原簿に係る事務を委託することができる。
- イ. × 696 条。社債発行会社は、社債券を発行する旨の定めがある社債を発行した日以後遅滞なく、当該社債に係る社債券を発行**しなければならない**。社債券には、株券または新株予約権証券の場合のような規定（株主や新株予約権者の請求がある時までは証券を発行しないことができるという規定（215 条 4 項, 288 条 2 項））はない。
- ウ. ○ 702 条ただし書。このような社債権者は、一定規模以上の資産を有すると考えられるし、有価証券について専門的知識および経験を有する者（金融商品取引法上の



適格機関投資家に相当) と考えられ、自ら社債発行会社と交渉する能力を持っていると考えられるためである。

- エ. ○ 724 条 2 項柱書, 同項 2 号。代表社債権者の選解任および委任事項の変更 (736 条 1 項, 738 条) には社債権者集会の特別決議を要する。

**問題17** 正解 6 (難易度: B)

- ア. × 772 条 2 項。2 以上の株式会社が共同して株式移転をする場合には、当該 2 以上の株式会社は、**共同して株式移転計画を作成しなければならない。**
- イ. × 763 条 6 号 8 号。新設分割は新設型再編に分類される。したがって、**対価の柔軟化は認められておらず、分割対価として金銭を交付することはできない。**
- ウ. ○ 798 条 6 項。
- エ. ○ 785 条 2 項 2 号。組織再編行為等をするために株主総会 (種類株主総会を含む) の決議を要しない場合の反対株主は、略式組織再編行為 (784 条 1 項本文) における特別支配会社を除いて、すべての株主である (785 条 2 項 2 号かつこ書, 797 条 2 項 2 号かつこ書, 469 条 2 項 2 号かつこ書)。略式組織再編行為等の場合に株主総会の決議が不要とされているのは、仮に株主総会を開催したとしても、当該承認決議の成立が確実視されるためである。このことからすれば、特別支配会社に株式買取請求を認めるべきではないため、反対株主から特別支配会社を除くこととしている。

**問題18** 正解 2 (難易度: B)

- ア. ○ 475 条 3 号。株式移転の無効判決が確定した場合は、株式移転は将来に向かって無効となる (839 条)。そのため、既に発生した権利関係の整理が必要であることから、株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したことは、株式移転設立完全親会社の清算の開始原因となる。
- イ. × 475 条各号参照。新設分割の無効判決が確定した場合は、新設分割は将来に向かって無効となる (839 条)。新設分割の場合には、**設立会社は清算手続を経ることなく解散・消滅**し、会社分割の対象とされた権利義務は将来に向かって分割会社に復帰する。また、新設分割の効力発生後に設立会社が負担した債務や取得した財産は分割会社に帰属し (843 条 1 項 4 号, 2 項ただし書)、共同新設分割の場合には債務は各当事会社の連帯債務 (同条 1 項 4 号)、財産は各当事会社の共有となる (同条 2 項本文)。
- ウ. ○ 644 条 3 号。持分会社の設立取消判決が確定した場合は、株式移転は将来に向かって無効となる (839 条)。そのため、既に発生した権利関係の整理が必要であることから、持分会社の設立の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定したことは、当該持分会社の清算の開始原因となる。
- エ. × 475 条各号参照。新設合併の無効判決が確定した場合は、新設合併は将来に向かって無効となる (839 条)。新設合併の場合には、**設立会社は清算手続を経ることなく解散・消滅**し、消滅会社は将来に向かって復活する。また、新設合併の効力発生

後に設立会社が負担した債務は、当事会社が連帯して責任を負い(843条1項2号)、設立会社が取得した財産は、当事会社の共有に属する(同条2項本文)。

**問題19** 正解 2 (難易度: A)

- ア. ○ 金商法 24 条の 4 の 2 第 1 項, 金商法 24 条の 4 の 8 第 1 項。確認書の提出義務者は、有価証券報告書提出会社のうち、上場会社および店頭登録会社である。確認書の規定は、有価証券報告書のほか、四半期報告書についても適用される。
- イ. × 金商法 25 条 1 項 5 号。確認書は、**公衆縦覧に供される**。
- ウ. ○ 金商法 25 条 1 項 6 号。
- エ. × 金商法 24 条の 4 の 6, 金商法 22 条。重要な事項について虚偽の記載がある内部統制報告書の提出会社の役員等の損害賠償責任については、**金融商品取引法に規定されている**。

**問題20** 正解 5 (難易度: A)

- ア. × 金商法 24 条の 10 第 2 項, 公開買付府令 25 条 2 項。意見表明報告書に記載する意見の内容については、例えば、「公開買付けに応募することを勧める」、「公開買付けに応募しないことを勧める」、「公開買付けに対し中立の立場をとる」、「意見の表明を留保する」等、わかりやすく記載することとされている。つまり、**公開買付けに応募することを勧めるか否かを明らかにしなければならないわけではないため**、本肢は誤りである。
- イ. ○ 金商法 27 条の 12 第 1 項。株主が、公開買付けにいったん応募したが、検討した結果、公開買付けに応じるのをやめることを決定した場合や、対抗的な公開買付けがなされたときにそちらに乗り換える対応をとることができるようにするため、応募株主には契約解除権が認められている。
- ウ. × 金商法 27 条の 11 第 1 項。公開買付者は、公開買付開始公告をした後は、**原則として、公開買付けの撤回をすることができない**。ただし、① 公開買付者自身に関し破産手続開始の決定等の重要な事情の変更が生じた場合、② 公開買付公告および公開買付届出書において、公開買付けの対象会社もしくはその子会社の業務または財産に関する重要な変更その他公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じたときは公開買付けの撤回をすることがある旨の条件を付した場合には、公開買付けの撤回が認められている。公開買付けの撤回が容易にできてしまうと、安易な公開買付けにより相場操縦に利用される可能性もあるし、公開買付けに応じる株主を不安定な地位に置くことになるため、原則として公開買付けの撤回は認められない。ただし、公開買付者自身において公開買付けを継続することが不可能または著しく困難となる重要な事情の変更が生じた場合や、公開買付けの対象会社において公開買付けの目的を達成することができなくなるような事情が生じた場合にまで公開買付けを撤回することができないとするのは、公開買付者にとって酷である。したがって、このような場合においては、例外的に公開買付けの撤回が認められて

いるのである。

- エ. ○ 金商法 27 条の 6 第 1 項 2 号。公開買付けを開始するにあたり、公開買付者は、目的やその当時の状況に応じて合理的な買付条件を設定することとなるが、その後の状況の変化によっては、当初の買付条件では目的達成が困難になる場合もある。したがって、公開買付者は、買付条件等を変更することが認められているが、買付価格の引下げ、買付予定の株券等の数の減少、公開買付期間の短縮その他政令で定める買付条件等の変更（金商法施行令 13 条 2 項）は、株主に不利益となるし、相場操縦にも利用されるおそれがあるため、認められない（金商法 27 条の 6 第 1 項）。